

○利根町児童クラブ事業実施規則

平成5年6月29日

規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、留守家庭児童を対象として、学校施設等を開放し児童の保護育成に資するため、利根町児童クラブ事業（以下「クラブ」という。）を実施し、もって児童の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 クラブは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の遊びを主体とした指導に関する事。
- (2) 児童の自主計画に対する指導に関する事。
- (3) その他児童の健全育成に関する事。

(実施施設)

第3条 クラブを実施する施設は、別表第1のとおりとする。

(対象児童)

第4条 クラブの対象となる児童は、原則として、小学校に在籍し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 両親が自宅外勤務のため留守家庭になる者
- (2) その他特に町長が必要と認めた者

(開級時間)

第5条 クラブの開級時間は、授業終了時から午後6時30分までとする。ただし、利根町立学校管理規則（令和元年利根町教育委員会規則第1号）第3条第3号から第8号に規定する休業日にあつては、午前8時から午後6時30分までとする。

(閉級日)

第6条 クラブの閉級日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日，1月3日，8月13日から8月15日及び12月29日から12月31日までの日
- (4) その他特に町長が必要と認める日
(定員)

第7条 クラブは原則として1施設10名以上40名以下とする。

(入級の申込み)

第8条 クラブに入級を希望する児童の保護者は，あらかじめ利根町児童クラブ入級申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(入級の決定及び通知)

第9条 町長は，前条の規定による申込みがあったときは，その内容を調査のうえ，入級を許可するかどうかの決定をしなければならない。

2 町長は，前項の規定による決定をしたときは，次の各号に掲げる決定の区分に応じ，速やかに保護者に通知しなければならない。

- (1) 入級を許可することの決定 利根町児童クラブ入級決定通知書（様式第2号）
- (2) 入級を許可しないこと of 決定 利根町児童クラブ入級不許可通知書（様式第3号）

3 入級の期間は，1年を限度とする。

(入級の取消し)

第10条 町長は，児童又は当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは，入級を取消することができる。

- (1) 第4条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請により入級したとき。
- (3) 児童の行動面，健康面で不適當と認められたとき。
- (4) 特別な理由なく児童クラブの利用が3ヶ月間ないとき。

(5) その他クラブにおける集団活動が不相当と認められたとき。

2 町長は、前項の規定により入級取消しの決定をしたときは、利根町児童クラブ入級取消通知書（様式第4号）により保護者に通知しなければならない。

（退級届）

第11条 クラブを退級する児童の保護者は、利根町児童クラブ退級届（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（支援員等）

第12条 町長は、クラブの効果的運営を図るため、放課後児童支援員及び放課後児童支援補助員（以下「支援員等」という。）を置く。

（支援員等の配置及び業務）

第13条 支援員等は、原則としてクラブを実施する施設に2名配置し、児童の安全を確保するとともに、児童の保護育成を行うものとする。

（指導内容）

第14条 クラブは、クラブ室での各種ゲームを通じ活動的な指導をする。

（クラブ費の額）

第15条 クラブ費の額は、別表第2のとおりとする。

（納入義務者）

第16条 クラブ費の納入義務者は、クラブ入級者の保護者とする。

（クラブ費の徴収）

第17条 クラブ費は、該当月分を翌月15日に徴収する。

2 前項に定める日がクラブの閉設日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、前項に定める日後においてその日に最も近く、かつ、休日等でない日をもって、クラブ費の徴収期限とする。

（クラブ費の返還）

第18条 既に納入されたクラブ費は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（クラブ費の免除）

第19条 クラブ費は、児童が入級しないことが月の初めから末日までに及ぶときは、当該月分のクラブ費を免除することができる。

(クラブ費の滞納に関する措置)

第20条 町長は、クラブ費の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該クラブ費の納入義務者が滞納している場合には、当該児童入級の停止又は退級を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(備付け簿冊)

第21条 クラブには、次の簿冊を備え付ける。

- (1) 児童クラブ児童台帳
- (2) 指導日誌
- (3) 児童クラブ出席簿
- (4) その他必要な書類

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

施設名	所在地
布川小学校	利根町大字布川4230番地
文小学校	利根町大字下曾根254番地
文間小学校	利根町大字大房323番地1

別表第2（第15条関係）

各月初日の利用児童の属する世帯区分	保護者負担額（児童1人につき月額）
一般世帯	4月から7月，9月から翌年3月 5,000円 （ただし，一つの世帯につき2人目以降の児童については，1人目の半額とする。）
	8月 7,000円 （ただし，一つの世帯につき2人目以降の児童については，1人目の半額とする。）
生活保護法による被保護世帯 市町村民税が非課税である母子又は父子世帯	0円